資料　１

10

畳類に関する公正競争規約の検討状況ブロック説明会における主な意見・質問について

１　参加者数

日付	会場	参加者数
6/12（木）	関東農政局	105
6/13（金）	沖縄総合事務局	20
6/17（火）	東海農政局	48
6/17（火）	熊本市国際交流会館	168
6/18（水）	ｷｬﾝﾊﾟｽﾌﾟﾗｻﾞ京都	86
6/23（月）	北海道農政事務所	27
6/24（火）	石川県文教会館	47
6/25（水）	JAビル宮城	73
6/26（木）	岡山県農業共済会館	71
計		645

２　各会場での主な意見・質問について

次ページ以降のとおり。

【関東】６／１２

化学表、和紙表を対象範囲外としたのはなぜか？

現在、13mm以下の薄畳があるのにも関わらず、15mm以上を規約の対象範囲とした理由

置き畳は、本規約の対象となるか。

前回説明会時は、タッカー止めは駄目と聞いていたが、タッカー止めは認めるのか？

10 製品への証紙の貼り付け方法は？（畳店が自分で貼る、協議会等の機関が貼る、等）

防虫用不織布や竹炭シートなど各種シート使用も商品説明書に記載が必要でないのか？

畳床の出荷証明書に、稲わらの産地表示が必要ではないか。

畳屋が賃貸物件へ畳を納入する時は、商品説明書はどうするのか？

ホームセンター、工務店等が元請となり、畳店が下請けで畳を製造する場合、商品説明書はどこが発行するのか？

20

畳店が工務店に畳を販売後、複数の工務店をまたぐ形で転売される場合、消費者へ正しい商品情報が伝わらなくなるのではないか。

工務店、不動産屋が消費者に対し、商品説明書を渡さない場合も考えられるが？

畳店の販売経路としては、(a)“畳店→消費者”、(b)“畳店→元請（ホームセンター・工務店）→消費者”の経路があり、同一品質でも(a)と(b)では販売価格は異なるのが実情。
同じ畳店の名前で、価格の異なる商品に対し同じ（品質の）商品説明書をつけたくはない。
(b)の場合、消費者に対する表示・品質責任は、元請（ホームセンター・工務店）であるべき。
30 元請名で商品説明書を発行するようにして欲しい。

出荷証明書（や商品説明書）に、特定用語の「最高級品」「高級品」等の品質のランクに関する記載欄はないのか。

「最高級品」について加工者を1級技能士に限るのは、資格を持ってないベテランが排除されてしまうのではないか。そこまで限定する必要はないのではないか。

特定用語の基準となる「ひのさらさ」「ひのさくら」は熊本県の規格だが、九州の他産地でも使えるようになるのか？

40

畳店では、（JAS特等以上もしくはJAS二等未満の畳表に関して、）価格の異なる各商品の品質を消費者に伝えるために、“特上”、“特”、“並”等の言葉を使っているが、規約成立後はこれらは使えなくなるのか。

・畳表の出荷証明書の記載内容が、国産と輸入で異なっている。例えば、輸入品でも中国国内での産地（寧波・四川等）やロット番号の記載が必要ではないか。それら無しで、輸入品のトレーサビリティ対応はできるのか。輸入品についても、消費者が必要とする情報を伝達できるよう、しくみをきちんと整備する必要があるのでは。

50 規約成立後には、公共工事で畳を納入する条件として本表示（公正マーク等）が求められるようになるのか？

本説明書P2に、“（本規約はルールを）会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていく”とある。具体的には、規約成立後の規約の修正・変更のやり方は？

本規約や公正取引協議会への参加者はどのくらいになると見込んでいるか？参加者数を増やすために、今後どのような案内、取り組みを予定しているのか？

本規約成立後に畳店は消費者に対してどのような作業が必要になり、その際どのような問題が考えられるのかについて説明して欲しい。
60

【沖縄】６／１３

二重価格表示に「市価」とは同一地域の相当数の事業者が実際に販売･･･。とあるが、実際の販売価格がわからない場合はどう扱うべきか。

″同一地域″とは、どの程度の範囲を指すのか。

商品説明書において、仮に、JAS格付の有無、畳製作技能士の有無、製造工程管理責任者の資格の有無が全て無しであった場合、消費者に安全・安心を届けるはずの公正マークは、何の意味も持たないのではないか。

出荷証明書や商品説明書には、使用する薬剤の種類を記載とのことだが、使用した薬剤が原因で消費者に被害が発生した場合、補償等は誰が行うのか。

残留農薬が検出されないという情報や検査結果も出荷証明書の情報項目に加えてほしい。

特定用語の使用基準は、熊本県産表を例にとって検討されているが、沖縄ビーグ表の位置づけ、ランクはどのように捉えているのか。

公正競争規約に違反した場合は、罰則があるのか。 公正競争協議会への加入・非加入は自由とのことだが、協議会に加入していない事業者に罰則はないのか。

沖縄県内の畳店は、組合加入、非加入が半々程度であるが、非組合員は、既存の組合に加入しないと公正取引協議会に入れないのか。

現在は規約作成連絡会だが、公正競争協議会設立後は工務店やホームセンター、畳店等特別な免許がなくとも会員になれるのか。

不動産取扱の資格も畳製作技能士の資格も同じ国家資格ではないか。（公正取引協議会の会員は畳製作技能士の資格を要件とすべきではないか。）

消費者からの苦情は、会員→単組→全国の窓口の順で受けると聞いているが、個人で加入した畳店が受けた苦情を県の単組が受けるのは筋違い。

公共工事に公正競争規約を条件とする動きはあるか。今後、制度周知のための戦略は？

【東海】６／１７
青畳はいつから出来たのか？

同等品という表現は（曖昧な表現であり）なし崩しになるのでやめていただきたい。

二重価格表示について、同一地域で相当数の業者が実際に販売している最近の価格を実際に調べられるのか等気になる。

（規約成立後の、畳店が畳に関する情報を表示する際の）表示の考え方は。

10

国産畳と輸入畳を混ぜて納入し、国産畳のみ商品説明書をつけた場合はどうなるのか。

加盟制度ということで理解した。加盟していない畳屋から（出荷）証明書出してくれと言われたら。

畳表の出荷説明書の表面加工について、泥染は消費者から見て表面加工に入るのか。

畳屋が工務店の下請けになった場合、商品説明（書の作成）は工務店が行うのか。

20

（下請けの場合）畳屋が商品説明書を作成し、工務店等に消費者に渡して欲しいと言って渡せば良いのか。（工務店の）取扱説明書の一部にされてしまうことがあると思うが。

特定用語の使用基準について、最高級品、高級品について、熊本産以外の畳表についても今後検討するのか。

一般消費者に対しては理解できたが、（公共事業等の受発注の際に）公正マークに対して役所や工務店に対して使用しているとか、認可を受けた畳業者に発注するといった申し入れなどは想定外か。 協議会の会員を増やすためにも、公正マークのある業者に優先的に発注するように、是非働きかけて欲しい。

30

輸入表のロット番号がないというのが信じられない。 国産畳表とある程度管理方法を統一したほうがはっきりして良いと思う。

全日畳に加入している愛知県畳組合では、全日畳に加盟して品質管理士資格を持っていないと証紙を貼ってはならないと聞いているが。

全日畳のシールと公正マークが一体となると聞いたが。

この表示に似たものを作ることに罰則がないとあるが、それなら規約に入らずに、似た表示を行い虚偽の記載をした場合も罰則はないのか。

40

違反をした際、罰則として5年入れないのは（事業主や記載した担当者等の）個人か（その個人の所属する）法人のどちらか

この資料はネットで出ているか。説明するなら紙を配布して欲しい。事前に。

いぐさも早刈りと遅刈りでも質が違い、消費者にどう説明したらいいのか。

それでは、畳業界を挙げた制度になるということになるが、組合外の方まではきちんと情報が伝わらない場合があるのでは。

50

どういう経緯からこの公正競争規約が始まったのか。

連絡会の方向性として、強制して加盟しろとも言えないということでよいか。業界を巻き込んでやっていくのか、差別化を図っていくのか、方向性を教えて欲しい。

【九州】６／１７

畳製作技能士の資格の有無、製造管理責任者の資格の有無の表示は義務化か。どちらも無しでは、(表示により)消費者からの信用を失うのではないか。
企業等ではパート等が機械により製造することが多いが、そこに一級技能士はどのように絡むことが必要になるのか。

商品説明書に一級技能士(や製造工程管理責任者)の資格の有無を書くことになっているが、トラブルが発生した場合、製造元の責任が問われることになるのか。

---

10 いぐさ・畳業界は、粗悪製品が自由に出回る業界。 粗悪品にも公正マークがつくことにより、消費者に高品質なものと誤解を与える可能性が心配。公正マーク使用が逆に粗悪品を扱う業者を助長することのないようにしてほしい。

畳類商品説明書は、名称を「納入説明書」とし、その上で年月日を入れるべき。

畳屋が発行する商品説明書は、出荷証明書を転記するとあるが、出荷証明書をシール等にして、貼り付けにより対応できないか。転記は追加 の作業負担となる。

出荷証明書を大きくし、スタンプを押していくことで対応できないのか。
20 畳店が転記により商品説明書を作成したら、(仮に材料に問題があって)訴訟等になった場合、畳店が責任をとらないといけないのか。

協議会に入っていない材料商から仕入れた場合、証明ができないこととなるがどうか。証明書がなければ商売ができないこととなるのか。

非会員は、証明書をもとに表示できないということになると、“関連事業者の利益を不当に害する”ことになるのでは。

特定用語の使用基準において、最高級品、高級品は一級技能士が作ったものとの説明だ
30 が、一級技能士が直接作らないといけないのか？管理では駄目か？機械で製作することを否定するのは業界にとってはマイナス。門戸を狭めるべきではない。

特定用語の使用基準に関し、熊本県内にはひのみどり以外にも良い品種がある。それらの品種に「最高級」「高級」という表現が使えないのは違和感を感じる。
(ひのさらさ、ひのさくらが商品管理ができているということならば)「最高級」「高級」といった表現ではなく「商品管理が良くできている」という表現にすべきではないか。

最高級品、高級品は抽象的な言葉なので、削除して欲しい。

---

40 現行の基準で最高級品、高級品を表示したとき、消費者の方々がそれらを求めた場合、(該当する畳表の)数量は全く足りないのでは。

国産品のロット番号は、どこが管理することになるのか

輸入品もロット番号で管理すべきではないか。

流通の途中で証明書がコピーや転記されるのではトレーサビリティの仕組みとしては不十分。また、当初は畳店は出荷証明書を商品説明書に貼り付けるだけとの説明だったが、畳店が転記するに変わっている。畳店だけにしわ寄せされるのは受け入れられない。

50

協議会の会員のうち、非(畳)組合員にはどうやって公正証紙を配布するのか。

規約の制度、ルールがどうなっているかでなく、いかに畳業界が良くなるか、いかに消費者に良い畳を供給するかという観点から答えて欲しい。

過去、中国産畳表を国産と偽装販売する問題があり、それを解消する決まりが欲しいという生産者側からの要望があった。これをきっかけとして、本規約の検討が始まった経緯がある。(いい品はいい品、下級品は下級品、)国産は国産、中国産は中国産として、きちんと表示する制度が欲しいというのが、生産者側からの要望であることを理解して欲しい。

【近畿】６／１８

畳は15mm以上を表示対象としているが、床暖房用の畳で１３mmのものは対象外か。

畳の定義はJISの規定に準じているとなっているが、JISに規定されているもの以外は表示義務がないのか。

JIS規格以外の厚さのものは″畳様のもの″となっているが、新築の現場では、35mm、40mmのものも多数存在する。これらを″畳様のもの″とするのは誤解を招くのではないか。今後の検討課題として、表記の変更をお願いしたい。

表示対象は貼付畳を含むとあるが、圧着畳のほか床に貼りつけた物も含むのか。

商品説明書の一級技能士と品質管理責任者の項目があるが、一人親方や親子でやっていてどちらか一級技能士の資格を持っていればそれなりの仕事をされていると思うが、１０人～５０人の大規模の事業所で一級技能士が１人しかいないような場合、全て一級技能士が作成したかの誤解を与えるのではないか。

一級技能士や品質管理責任者の記入欄がある用紙と無い用紙の２種類を用意してほしい。大規模畳店については、記入欄のある用紙は、従業員の１／２以上が資格を有する等、何らかの条件を付けて発行するなど検討してほしい。

畳１枚に対して１枚の証紙を貼ると聞いたが、決定事項か。（一方で、「証紙の取扱は公正取引協議会が定める基準による」とある。）決定事項なのか検討中の事項なのかはっきり示さないと議論できない。

商品説明書の発行は、全日畳が窓口になって行うと聞いているが、間違いないか。

仏壇の公正競争規約の例では、販売の前に明細を提示することとなっているようだが、畳の場合はどうか。明細を先に提示する場合、後々製造者が途中で変わったときなど、問題が生じる可能性がある。

Ｐ６の商品説明書とＰ９の商品説明書は別か。

工務店等からの孫請けの場合、商品説明書の「納入業者名」はどの段階で誰の名前で記入し、消費者に渡すことになるのか。

特定用語の使用基準に関し、ひのみどりの品種の特定のグレードのみ使用が認められるとのことだが、夕凪、ひのはるかの基準があるのに対象としない理由は何か。

特定用語の「最高級」「高級」は、ひのさやか、ひのさくらの表示とＪＡの検査を受けたものでなければ表示できなのか。五八のさらさの基準と本間のさらさの基準は全く異なるが、この件についてはどうか。

公正取引協議会への参加率を高めていくためには、一人親方や家族経営の畳店でも加入しやすい仕組みづくりが必要。一番ネックになるのは書類づくりであり、貼って保管するなど参加しやすい方法を検討していくべき。

公正競争規約が法的に認められるためには加入率はどの程度必要か。

規約が成立し、協議会が立ち上がった後は、誰が工務店等に通達（周知）するのか。

質問事項に対する回答はあるのか。

【北海道】６／２３

畳店は高齢であったりFAXがない店もある。書類や帳簿作等の事務はかなり難しいのではないか。出来るだけ煩雑な事務処理はなくす方向で検討すべき。

出荷証明書は、(ユーザーが求めていない場合も)必ず提出しなければならないのか。

公正競争規約に参加しない畳店は、中国産でも「最高級品」と表示して問題ないか。

国産畳表であればQRコード付きタグが付いた状態で最終的に消費者に届けることができれば、問題が発生した場合もトレースは可能ではないか。

出荷証明書をコピーして次の段階に渡すのでは(どの段階であっても)不正を防止することにはならないのではないか。

輸入品についても、ＱＲコード付きタグ又はバーコードを付けられないのか。

規約に違反した場合の罰則はどのようなものがあるのか。

公正取引協議会の立ち上げにどの程度の予算を見込んでいるのか。地方の組合では組合員が減少しており、厳しい状況。協議会にはどの程度参加を見込んでいるのか。

全ての畳店が参加しないと、そもそも公正な競争にならないのではないか。

【北陸】６／２４

表示対象で化学表が検討中になっているが、ハウスメーカーの場合半分程度は化学表になっているので、早めに検討し示して欲しい。

最近、工務店からの畳の厚みの細かい指定が多い。畳店、畳床業者として負担が大きく、また品質も保証しきれない場合もでてくるので、規約で規定できないか。

チラシ等への表示事項について、どの程度詳細な事項まで記載が必要なのか。

10

（規約成立後、）畳屋は具体的に何をすればよいか。何を表示して、お客様に畳を販売すればよいか。

（前の方の質問の繰り返しになるが、）証紙を必要としないお客に対しては、証紙無しの材料や商品を出荷しても良いのか。

商品説明書は通常は１物件１枚だと思うが、畳床、畳表のロットが異なるもの（出荷証明書が異なるもの）を使用した場合は複数毎発行しないといけないのか。その場合、お客様は逆に不審を抱かないか。

20

商品説明書に関して、不動産関係、例えばアパートの現場に１件毎に発行したらかなりの発行数になるが、発行は必要か。

協議会に加入した畳店は、工務店の下請となる場合でも、元請の工務店への商品説明書提出は義務付けられるのか。

証紙添付や商品説明書発行にも費用がかかる。元請に価格転嫁を求める場合、逆に元請から証紙や説明書は無しで価格の据置を求められることも想定されるが。

30

「高級品」「最高級品」の生産に関し、元請に一級技能士がおらず、下請に一級技能士がいる場合は表示可能か。 また、作業していない（一級技能士を保有する）畳屋が名義貸しをして生産したことにすることは、あってはならないことと思うが、どう考えているか。

輸入畳表は出荷単位毎の出荷証明書の発行とのことだが、輸入品の出荷枚数は800枚など数が多い場合が多いと思う。出荷証明書を用いて、同品の在庫管理を試みる場合、枚数が多いと管理しにくいので、1出荷証明書に対応する出荷枚数を少なくしてもらえないか。

仮に1ロット千枚の畳床の出荷証明書を発行した場合、畳屋がそれをコピー（もしくは転記して）商品説明書を発行するのか。

40

出荷証明書について、国産畳表はQRコードの有無やロット番号の記載があるが、輸入畳表も、仮に１ロットが大きくても構わないので同様の表示はできないのか。

連絡会の運営にも経費はかかっていると思うし、協議会が出来た際にも経費が発生すると思うが、協議会加入者の経費負担はどのくらいになるのか。

【東北】６／２５

不当表示の内容は何か？

極端に安い価格で表示、例えば2,.500円などというものもあるが、そうした場合、非加盟の業者でも摘発できるということか？

表示対象（規約第３条）の15ミリ以上の畳様のものとあるが、ホームセンター等にある8ミリ程度のものも含めたほうが良いのではないか。

10

先ほど、インテリア系の畳と畳屋さん系の畳の２種類があるとの話があったが、公正競争規約を作っていった延長線上には、インテリア系の畳も含めていくという考えか？
インテリア系にも網をかぶせていくべきだ。

冊子P.6の様式中「製造工程管理責任者」は聞いたことがない資格だが、何か？

全日畳の品質表示があるが、現在、ほとんど貼らなくなっている。畳床の品質表示も同じ状況。公正競争規約導入後は、どうなるのか？２つの表示をすることになるのか？

---

20 アンケートで使用薬剤の有無への関心が高かったが、使用薬剤はどのように開示することができるのか？

商品説明書の畳の欄に、表面加工や畳表JAS格付があるが、畳表に記載したほうが良いのでは。 また、表面加工はわかりにくい。有・無に○をつけるようになっているが、そもそも表面加工がしてある方が良いのか？ない方が良いのかも不明。

P.6の様式だが、製造者から始まって、最後に「引き渡し店（工務店等の元請の店）」の表示欄があるべきではないか。

---

30 畳床の特定用語の基準はさだめないのか？ 新畳など表と床との組合せについては。

特定用語は畳表についてしかないのか。

実際に公正競争規約に従って営業を行う場合の、商品説明や在庫管理（記帳）等の実務上の作業の大変さがきちんと皆さんに伝わってないのではないか。

全日畳の会員となっていると公正競争規約の会員になるのか？全日畳のマークは公正マーク入りと無いものになるのか？

---

40 個人的には、全日畳の表示と公正競争規約の表示が別々になるのなら、どちらかを選ぶことになると思う。一本化出来るように調整して欲しい。

参加した場合の金額的な負担はどれくらいになるのか？とても規約に参加できないと言う者が出てくるのではないか？

【中四国】６／２６

消費者は、総じて国産は良く、中国産は悪いとのイメージを持っているが、中国産も良いものがあり、その上で国産がさらに良いとの訴求も必要。

畳の定義が曖昧ではないか。貼り付けは、表替え可能な技術を持ち合わせていれば「畳」の定義に含めても良いのではないか。

表示対象に含まれない15mm未満の畳は、表示義務はないのか。

---

10 「接着」の細かい規定は、規約案に規定されているのか。

普通の染土で泥染した畳表は、「未加工農産物指定」の枠に入ると思われるが、その部分に対するマニュアルはあるか。
一般消費者からのクレームのうち感性に関するクレームに対し、「誠意をもって対応しなければならない」との規定があるとすれば、免責事項が必要ではないか。

畳表の輸入者の定義は、税関に申告した者という認識で良いか。

国産の畳表の出荷証明書に出荷年月日の項目がないのは何故か。

20

畳の商品説明書の順番は、畳の製造者等に関する情報、次に畳表、畳床の順とすべき。

国産畳表は、熊本以外でも偽装防止対策に取り組んでおり、殊更トレーサビリティは不要。
もっと簡潔・簡素な仕組み、例えば、納品の際に、消費者に対面で説明し承認・署名をもらうなどの方法で良い。

工務店、ハウスメーカーの下請の場合、工務店等が公正競争規約を知らない場合は、畳店は工務店等に商品説明書を渡すだけで良いのか。

---

30 特定用語の使用は、一級技能士の作成が必要とのことだが、業界の思い（必要性）が消費者の満足（利益）につながるのか疑問。慎重に議論すべき。

商品説明書は手書きで書き写すと説明があったが、是非ともデジタル（データ）による方法を認め、畳店がそのデータを活用できるシステムにすべき。出荷証明書は必要表示事項を記載すれば決められたフォーマット使用しなくても良いのか。

畳表で公正マークをとってあるが、畳床で公正マークがない場合、畳には公正マークを表示できないのか。

---

40 情報の伝達について、例えば流通段階の一業者が公正協議会に入会していない場合でも、トレーサビリティができていれば畳店は公正マークを表示できるとの理解で良いか。

規約に違反した者は公表をすれば(抑止)効果が大きいと思うがどうか。

消費者アンケートの問いに「畳の加工方法」の項目はないが、意見は反映されているのか。

途中の流通段階が全員参加でなくとも畳店は公正マークを表示できるとすれば、流通段階が入会しないことも考えられる。入会しやすい、理解されやすい会費設定としてほしい。

---

50 公正競争協議会の会員になるためには技能士の資格を持っていなければならない等の話があるが、必要条件はあるのか。

公正競争協議会の会員になるための初期費用及び会費はどの程度か。

公正マークの使用や協議会への加入が義務でなければ、指導を受けることもないのか。協議会に加入しないデメリットは、公正マークを使えないということだけか。

工務店等に対し、どのように周知していくのか。